

令和 7 年第 2 回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和 7 年 2 月 28 日（金） 午後 1 時 30 分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東 D 会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	青地 弘子
教育委員	山本 一博	教育委員	沖田 行司
教育委員	神寄 由紀美	教育部長	中西 美智代
こども未来部長	井口 みゆき	教育部次長	福井 健次
管理監（図書館担当）	松野 勝治	管理監（幼児担当）	高山 千穂
教育総務課長	池元 貴之	学校教育課長	北川 守一
校務支援室長	松本 良恵	生涯学習課長	中西 恵美子
学校給食センター所長	長崎 充利	幼児課長	辻 温
学校教育課参事	中山 温子	校務支援室長補佐	田中 一樹
学校教育課指導主事	磯崎 信一郎	事務局（教育総務課長補佐）	小辰 あつ子

以上 20 名

開会

教育長

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
ただ今から、令和 7 年第 2 回教育委員会定例会を始めさせていただきます。
では、最初に「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第 1 回定例会」の会議録について、あらかじめ事務局から配付し、御確認いただいていると思います。
会議録の内容に、御異議はございませんか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、「第 1 回定例会」の会議録は承認いただきましたので、後ほど「青地委員」と「山本委員」に署名をお願いいたします。
なお、今回の第 2 回定例会の会議録署名委員は、「沖田委員」と「神寄委員」を指名させていただきますので、よろしくお願いします。
それでは、次第に従い、進めさせていただきます。
「1 報告」ということで、私から教育長報告をさせていただきます。
（教育長報告）
皆さん、こんにちは。
年明けは大変穏やかであったのですが、ここきて何度も強い寒気が流れ込み、日本各地が豪雪に見舞われました。本市でも前回の降雪では、4 校が、今回の降雪では 3 校の小中学校が休校措置を取り、ぬくもりメッセージの表彰式も延期いたしました。
雪への備えだけではなく、年末には北九州市で、年初めには長野駅前で殺傷事件が発生しています。また、先日は大津市でも、高齢の男女二人がマンションで頭部から出血して倒れているのが発見されるという殺傷事件が発生しています。

また、岩手県大船渡市では山林火災が発生し、一人の遺体が発見され、少なくとも住宅など 84 棟が焼失したとのことです。昨年の能登地方に続き、大きな震災を受けた地域が再び災害に合うという被災者の心情を思うと言葉が浮かびません。

米原市の中学生在がチャット G T P を悪用して自作のプログラムで違法な契約を繰り返したとして逮捕されています。本市でも、中学生の逮捕事案が多く発生するようになってきています。その予兆はなかったのか、何かを見過ごしていたのかなど検証しながら振り返っているのですが、想像を超える想定をしていないことが度々起こり、先を見通すことが本当に難しい世の中になったと感じます。しかしながら、現状を見つめ、しっかりと分析し、様々な情報をもとに、次の「もしも」に備えておく必要があると考えています。

教育委員の皆さんには、年明けから様々な行事に御参加いただきありがとうございます。ありがとうございました。

2 月 6 日、7 日には都市連協の県外研修に参加いただき、福井大学連合教職員大学院 コーディネーターチャーリーの平沢安正先生の「不登校を生まない教育環境」についての講演をお聞きいただき、翌日は「不登校対策」「いじめ対策」「学校部活動の地域連携」「地域と学校の連携・協働」をテーマとした分科会に、それぞれ参加いただきました。

さらに、県内各市の教育長、教育委員さんとの意見交換も活発に行っていただいたところでは。

平沢先生の講演や意見交換の中では、「不登校は一つの選択肢、その学校に戻らなくてもいいので、人とは触れてほしい。」「人と触れ合うことで、自らを成長させるため、引きこもっていると自我が発達しにくい」などの話がありました。

不登校解消の視点としては、送り出す家庭と迎え入れる学校という言葉が印象的で、学校と家庭の連携は必須とされ、担任だけでは解決しない、関係機関との関与が必要とされていました。私たちが校内教育支援センター設置のときに描いた理念と同様の考え方と捉えました。また、できることなら学校に戻りたい（戻したい）との思いを持っているという言葉が印象的でした。

分科会では、私は不登校対策と部活動の地域移行の分科会に参加しました。特に、部活動では市によって捉え方が大きく異なっているという印象を持ちました。クラブチームなどが整っている都市圏や地域では、地域移行を積極的に推進しているといった印象を持ちました。

文部科学省からスポーツ庁へ出向している担当者に、部活動が学校からなくなるとそれだけでスポーツや文化活動に親しむ生徒が大きく減少することを懸念している。その点をどのように捉えているかと質問をしました。

そもそも、生徒数の減少で部活に参加する生徒が減少することがないように地域移行が考えられている。これで、参加者が減少するようでは、本末転倒ということになるので、そのようなことのないようにしなければならないとのコメントでした。納得したわけではありませんが、本市では、このようなことが起こらないように、当面、学校部活動を継続していきたいと考えているところです。詳細は、後ほど担当から説明させていただきます。

さて、前回の定例会でお話ししたように、能登川北小学校の児童数減少に対応するため、児童数の今後の推移について保護者に説明を行いました。多くの保護者が参加いただき、地域にも回覧でお知らせいただいた自治会もあり、地域の方の参加もあったと聞いています。

保護者の反応として、50 世帯中 15 件のメール等が届いたようです。少し少ないように感

じています。

今回の説明会は、今後の児童数の推移を説明し、この人数にしっかりと向き合い、それぞれで考えていただくという目的で開催したのですが、方針を示していなかったので地域としては不安感だけが先行し、広まったという印象を持ちました。

今後の進め方としては、本日の教育委員会におきまして、今後の方針を説明させていただき、議会に対しても3月の委員会で説明をしていきたいと思っています。年度替わりのPTA総会等に私が出席して、方針を説明したいと考えます。

通学バスを確保した上で、2年後をめどに能登川東小学校と統合する方針を設けたいと思います。

統合の理由としては、今後複式解消につながるだけの児童数増加は見通せないこと。少人数での学級運営では様々な課題にぶつかったときに対応が困難と考えること。少人数の学校から能登川中学校に進学することは子供たちにとってストレスが大きいこと。転居される例が散見されるため、今後もこの地域に住み続けられるように統合ということを考えていきたいと思っています。

保護者や地域への説明は丁寧な努めたいと思っています。子供たちに寄り添った意見、保護者の意見を優先していきたいと考えています。

合併した直後の平成18年の児童数は、5歳児が6人だったという記録が残っていますが、その後はまた二桁に回復しています。この学年の児童は最終3人で卒業しています。減少した経緯は分かりませんが、こういった経緯をたどることもあり得るだろうと思います。

また、平成21年の0歳児が8人という年もありましたが、翌年以降は10人以上に増加しています。しかし、今年の新入生は7人、それ以降の未就学児で10人を超える学年は現れていませんし、一昨年、昨年は5人を下回り1学年の出生者数が2人となったのです。

能登川東小学校との統合がかなえば、複数の学級を有する学校で学ぶことができ、地域にとっての安心につながり、住み続けることを選択する次世代の若者の増加にも期待できると考えます。地域の方の声として、地域に学校がないと若者が出ていくという発想がありますが、私は、そんなことはないと思っています。どちらかといえば、小規模の学校へ通わなければならないということが、地域から若者を流出させる原因の一つになるのではないかと思います。

政所小学校と甲津畑小学校の閉校について、同様の考え方があり、地域の方は大きな学校と統合することを最終的に選択されましたので、能登川北小学校についても、恐らくそのように選択されるのではないかと思います。

先ほど、人数について、10人、5人を割り込んだと言いましたが、今後出てくるのは、学年が欠けるという形です。そうなれば、地域として危機感が増すのですが、今回2人が2年続いたという数字をもって、初めて地域に説明する必要があると判断しました。ここまで数字が落ち込まなければ、地域として緊張度を捉えてもらうことが難しいということが、今までの私の経験値です。このようなことから、説明会を開催し、今後しっかりとの方針を伝えていきたいと考えています。

今後、2年後には市原小学校、更に2年後には湖東第二小学校、その翌年には愛東北小学校で複式学級の児童数となることが推計されています。その後も順番に出てくると思います。

能登川北小学校は、規模的に一番統合しやすい条件だと思います。能登川東小学校と統合

教育長

する以外に選択肢が見いだせないと考えていますので、その中で地域の方には考えていただきたいと思います。今、言いましたほかの小学校の統合を考えるとときには、どのような形があるのかというところからスタートする必要がありますので、課題としては今以上に大きいのではないかと考えています。

私からの報告は以上です。

それでは、教育部長からお願いします。

教育部長

(教育部長報告)

皆さん、こんにちは。

三寒四温を繰り返し、先週までの雪が嘘のように、暖かい陽気となり、春の訪れを感じられる季節となりました。

教育委員の皆様におかれましては、2月11日の市制20周年記念式典に、お足元の悪い中、御出席いただきありがとうございました。私は、式典の中でも来賓の方々の心温まる祝辞をお聞きし、この20年間の様々な思い出がよみがえり、熱いものがこみ上げてきました。私自身にとっても、がむしゃらに仕事に打ち込んだ記憶に残る20年間で大変感慨深いものがありました。

さて、例年、この時期は、市内の小中学校においてインフルエンザ等による学級閉鎖や学年閉鎖が多数報告されますが、今年は2月27日現在、市内小中学校において、インフルエンザによる欠席は4名、コロナによる欠席は5名と大変落ち着いた状況となっております。

これから入試や卒業式などの大きなイベントを控えておりますので、このままの状況で、無事に執り行えることを願っています。

本日は、前回の定例会以降の主な行事2点と3月議会について報告いたします。

1点目は、2月1日に愛東中学校において、市内9校の各中学校生徒会役員が一堂に集まり、中学生交流会を開催しました。「ウエルビーイングないじめを許さない学校を作ろう！」をテーマに互いの生徒会活動の取組を紹介し、グループ別交流会や全校かくれんぼを通して交流を深めました。各校の活動報告や交流の様子を見ていますと、生徒たちがとても意欲的に、居心地の良い魅力的な学校づくりに向けて、日頃から一生懸命に取り組んでいる姿が伝わり、大変頼もしく感じるとともに、他の学校の取組に刺激を受けたり興味を持ったりと、大変有意義な交流会であったと思います。

2点目は、2月13日に、八日市養護学校において滋賀県インクルーシブ教育賞の表彰式がありました。この賞は、県内の全ての小中高等学校、特別支援学校を対象に、学校生活において障害のあるなしにかかわらず、共生社会の形成に寄与したと考えられる地道な取組を行った小中高校生を対象に表彰されるもので、今年度は八日市養護学校と船岡中学校の1年生が39年間行っている交流活動に対して贈られ、両校の代表の生徒が県の福永教育長から表彰状を受け取り、それぞれが感謝の言葉を述べられ、心温まる表彰式となりました。

次に市議会について御報告いたします。

昨日、2月27日午後に3月市議会定例会が開会いたしました。今議会には、教育部から、議案第2号「令和6年度一般会計補正予算(第7号)」及び議案第6号「令和7年度一般会計予算」の予算案件2件を上程しています。

補正予算では、令和7年度に予定しています「能登川南小学校大規模改修工事」と「五個荘小学校ほか3校の空調設備等改修工事」、「永源寺中学校大規模改修工事」について前倒し

教育部長

で国庫補助の内定を受けたことから、これらの工事に係るその他手数料、設計監理委託料、小中学校校舎等整備工事、庁用器具費を3月補正し、全額、令和7年度に繰越します。

令和7年度の当初予算については、市長選が2月にあったため、継続事業中心の骨格予算となっており、本日お配りしています「当初予算の概要」という冊子に全体予算の概要が記載されております。特に教育部の学校教育課の事業については、支援員や指導員等の人件費が事業には欠かせない経費であることから、予算書の予算額に加え、その事業に必要な会計年度任用職員の人件費を積み上げた額を実質的な事業の予算額として記載しています。また、その事業にどのような会計年度任用職員を配置しているかを、この概要の予算説明欄に記載していますので、併せて御確認いただきたいと思います。

「当初予算の概要」の5ページ下ほどを御覧ください。

一般会計のトピックスの中、教育部に該当する事業として、学校教育課の4事業、教育総務課の2事業があります。主なものとして、外国人児童生徒等教育支援事業において、ベトナム語を母語とする児童生徒の増加に伴い、外国人児童生徒等教育支援業務委託料の増額や日本語初期指導教室「いろは」指導員及び日本語指導が必要となる外国人児童生徒の在籍する小中学校への指導教員の増員を行いました。また、令和7年度は、小中学校のタブレット端末の更新の年となっていることから、その更新に伴うタブレットの設定や運搬に係る経費を増額しています。

その他、教育部の予算概要については、18ページ以降に記載しております。

なお、人事課からの人事案件として、「東近江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、山本委員の任期が満了となることから、再任の議案を提出しており、開会日に議決をいただきましたので、報告させていただきます。山本委員、引き続き、よろしくお願いいたします。

以上、教育部からの報告とさせていただきます

教育長

ありがとうございました。それではこども未来部長から報告をお願いします。

(こども未来部長報告)

こども未来部長

皆様、こんにちは。こども未来部長の井口です。よろしくお願いいたします。

それでは、こども未来部から4点報告をさせていただきます。

1点目、2月5日、福祉教育こども常任委員会委員に、今年4月1日開園予定の、認定こども園「のとながわひかりこども園」を視察いただきました。予定どおり開園できるよう法人には準備を進めていただいております、本市も進捗状況を把握し、必要に応じて指導もしていきながら開園の日を迎えたいと考えております。

2点目、2月6日、東近江市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、滋賀県スクールソーシャルワークスーパーバイザー兼、滋賀県こども若者部子どもの育ち学び支援課の上村文子氏をお招きし、「複合的な困難を抱える子の包括的な支援 ～効果的な連携と家族丸ごと支援～」と題して御講演いただきました。講演では、ヤングケアラーが生じる背景にアルコール、薬物、ギャンブル、精神疾患の問題が潜んでいることが多いということ。大人を困らせる子は困っている子であると認識すること、など要保護児童対策地域協議会が支援する上で大切にすべき考え方などを学びました。

3点目、2月11日の市制20周年記念式典に、教育委員の皆様には、お忙しい中御出席い

こども未来部長	ただきありがとうございました。こども未来部では、子供たちも 20 周年事業に関わり盛り上げていきたいと考え、民間も含めた市内の認定こども園等 34 園の協力を得て、お祝いのケーキ作りや 20 畳大凧に貼る願い札書きなどをしてもらいました。そのかいあってか、式典当日、会場には子供とその保護者など若い世代にたくさん来場していただくことができました。 なお、ケーキにつきましては、この 3 月末まで市役所本館の正面入口に展示しております。また、本日配付されています令和 7 年度当初予算（案）の概要の裏表紙にも写真が載っています。 4 点目、昨日 2 月 27 日に五個荘てんびんの里文化学習センターで「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」の取組報告会を開催し、令和 4 年度から今年度までの 3 年間の取組と成果及び課題について報告しました。近隣の市町からの参加もあり、合計 66 人に御参加いただきました。滋賀県幼児期教育センター井川指導主事から総評をいただき、また、「幼児教育の質の向上と小学校への接続」と題して、福井大学連合教職大学院教授 岸野麻衣氏から御講演いただきました。幼児教育センターは、本市の幼児教育の拠点として幼小中連携及び幼児教育の質の向上に、引き続き努めてまいりたいと考えております。 以上、こども未来部からの報告とさせていただきます。
教育長	各部長から報告がありましたが、御意見、御質問等ございませんか。
山本委員	能登川北小学校については、今後の方針が分かりやすい状況ですが、ほかの学校では困難な状況であることをひしひしと感じます。 地域は、このような状況になっていると思っていないのではないのでしょうか。愛東北小学校では創立 150 周年事業について動いていますので、ギャップを感じてしまいます。しかし、全国的な傾向ですので、事例や良い知恵などがあれば収集してほしいと思います。
教育長	大規模校の中学校への進学するストレスのことについて言えば、今から 5 年ほど前に布引小学校から玉園中学校に進学する芝原町、柴原南町の子供は学年としては 2、3 人しか進学しないという状況が続きました。その地域の保護者から、聖徳中学校へ進学できるようにならないかと相談がありました。大人数の中学校の中に少人数が入るということはストレスにもなりますし、今までの友達関係がほとんどないところに行かなければならないということ言われていました。そのときには、その 2 つの地域から進学する場合は 3 つの学校から選べるよう、選択制を導入しました。なぜ、そのような形をとったかということ、地域の意見としては「校区は玉園中学校区である」と言われる声があったため、選択制にすれば、皆さんの思いをかなえられるであろうと考えた上で選択制という形を取り入れました。 やはり、大規模の中学校へ少人数で進学するということは、子供たちにとっては高いハードルとなると思いますので、そういうことはできるだけ取り除いてあげたいというのが正直な思いです。地域の方も、子供たちや保護者に寄り添った判断をしていただけると期待しています。
神寄委員	玉園中学校のことについて、布引小学校へ通う児童の中で選択制になったのは芝原町と柴

神寄委員	原南町の児童だけなのでしょうか。
教育長	そうです。
神寄委員	例えば、船岡中学校区の児童が違う中学校へ行く場合は、住所を変えたり、何か理由があったりして行くということでしょうか。
教育長	そうです。校区外通学を認める事由に該当するかどうかを判断し、決定します。 部活動がない、教育的配慮等を含めて、学校を選択できることがあります。
神寄委員	部活動がないため、部活動のある学校へ行くということは分かるのですが、行ったために一方の学校の部活動が少なくなってくるのではないかと感じています。中学校について、選択制にはなっていないものの、このような理由で少なからず選択制になっているのではないかと思います。
教育長	委員の言われるとおりだと思います。しかし、人数的に、選択した子供が残っていたからといって、新たな部活動が作れるような人数規模ではないということが現実的なところで。今後、部活動の地域移行等いろいろな形が生まれてきますが、様々な選択肢を残しながら考えていかなければならないと思っています。 もう一点、八日市地区の3中学校では、今後、船岡中学校の生徒の人数がどんどん減ってきて、部活動に関して選択肢がなくなってきます。 自分から積極的にクラブチームに入りたいという思いを持っている人は、継続できると思いますが、そんなに強い思いを持っている子供ばかりではありませんので、そのようなことを考えると、どんどんそういうことに関わっていく子供たちが、減っていき、その代わりに塾へ通わせる保護者もいるのではないかと思います。できるだけ身近にそのような活動ができる場所が確保されるのが良いのではないかという思いの中で、後ほど説明します、部活動の在り方を検討しています。
青地教育長職務代理者	能登川北小学校の件について、かつて、実際に複式学級を実施し、その後、統合したという経緯の学校があると思います。そういうことを体験されてきた保護者や実際に授業を受けられた人から実体験に基づく感想や課題などを聞かせていただく機会があれば、能登川北小学校の保護者も少しは安心できるのではないかと思います。不安になるのは当たり前のことで、そのようなこともどこかの時点で聞ければいいのではないかと思います。
山本委員	青地委員が言われた、意見を聞く場を含めて、どのようなステップで話をしていけばいいのか、どこが主体となり進めていくのか。先ほど、教育長が、2人が2年続くことで緊張感が生まれるということを言われました。地域も腰を上げるということも分かりますし、早くから伝えても不安をあおるだけで、まとまらないことも考えられます。どういうステップで話し合いをしていけばいいのか、その過程の中で、青地委員が言われた、過去の経験を聞く場を設けるなど、いろいろな状況があるとは思いますが、一律にとはいかなかかもしれませんが、まずはどこが声を掛けて、どのような話し合いの場が持たれるのか、モデル過程を集

山本委員

めるのか、そのようなものはないのか、非常に不安に感じています。

教育長

政所小学校の経験談を申しますと、基本的に、この地域から出ていくという保護者が現れました。この状況では、この地域で子供を育てることは無理だと考え、自身が転居するという保護者が現れたため、P T Aが緊張感を持ち、それではいけない、学校を統合してでも住み続けることを選べる地域でなければならないと判断をされました。

10人近い人数がいれば、複式学級になる基準より超えたり、下回ったりするため、どちらかと言えば、「まだ大丈夫だ」と判断されます。そうすると、統合という選択肢を受け入れる気持ちが高まらず、もし、今後、議論するタイミングになったときに統合という選択肢を挙げてくるのが難しいと感じていますので、今回のような出生者数2人が2年続くような、客観的に見ても、統合を選択肢に入れる必要があることが明らかな状況になったときに地元で話をし、正面から向き合ってもらおうという考え方をしています。この地域は、転居される方が多いわけではありませんが、そういう傾向があると聞きます。就職等で遠くへ出ていかれるのであれば仕方ないのですが、能登川駅周辺に転居されるのであれば、地域として残念だという声につながります。教育環境を整えるという意味では、大きな校区にまとめることも一つの手段であり、そのような中で判断していただければ良いのではないかと思います。

ステップとしては、一旦、数値をお知らせし、本当は、これからどうするのかを自分たちでまとめていただいてから、市の方針を出したいと思っていたのですが、数値をお知らせした時点で、不安感の方が先行しましたので、方針は年度明けくらいに示すのが良いだろう、そして、それを基に議論していただこうと思っています。

基本的には、令和7年度中に方針を固めていただき、令和8年度には、二つの学校の交流事業等を継続しながら、令和9年度の統合に向けて準備をしていくことが良いのではないかと考えています。しかし、地域として、令和7年度中にしっかりとの方針を固めていただけるかどうかによるところではあります。我々の案を押し付けるつもりはありませんが、そのような形で進められればと思っています。

資料では、令和7年度から複式学級になる数字となっていますが、令和7年度、令和8年度は複式学級にしないようにする予定です。2年間の猶予を設け、この2年間で準備を整えたいと思っています。

先ほど言いました、市原小学校、湖東第二小学校、愛東北小学校についても、複式学級に該当する年度の2年後を見据えながら判断していくことになるのではないかと思います。しかし、そこは、本当に統合という道が選べるのかどうか現時点では見通せていません。

皆さん、他に御意見等はよろしいでしょうか。

それでは、「2協議事項」に移ります。

「東近江市立公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定について」担当課から説明をお願いします

校務支援室長
補佐

失礼します。学校教育課校務支援室の田中です。私から、公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定について説明させていただきます。

本計画は、本市においてG I G Aスクール構想を安定的に実施し、個別最適な学びと協働的な学びの充実の実現に向けて、端末の日常的な利活用を実現するため、また、1人1台端

末の更新に向けて多額の公費によって整備された端末の活用状況に関し説明責任を果たしつつ、次期更新に向けた今後の支援の在り方の検討につなげていくために策定するものです。

また、端末の整備・更新については、都道府県及び市町村においても端末の利活用の促進及びそのために必要な整備等を内容とする計画を策定・公表すべきことを国庫補助金の補助要件として定められています。

本計画は4種類の構成となっています。

1点目「端末整備・更新計画」についてです。

この計画では、新規端末の購入計画並びに使用済み端末の利活用及び処分方法についてまとめています。使用済み端末については、全てを処分するのではなく、遠隔授業や特別教室などで再利用することを想定しています。

この表について、年度ごとに①児童生徒数を記載しています。令和6年度は、5月1日現在の児童生徒数、令和7年度以降については、当該年度の5月1日の推計児童生徒数となっています。②予備機を含む整備上限台数というのは、今回の更新については、15パーセントの予備機を補助の範囲内で購入することが可能となっていますので、その15パーセントを含んだ数が令和6年度、令和7年度の台数となっています。令和8年度以降の台数が極端に減る理由としては、最初の整備時点の台数と実際の整備上限台数の差分だけ整備が許されるため、毎年15パーセントが整備できるわけではなく、整備した年度の児童生徒数の15パーセントを上限として、残りの整備した台数から減じていくことになります。そのため、令和8年度は、児童生徒数にその15パーセント分を加えて、そこから令和7年度に既に整備した③整備台数と⑥予備機整備台数を減じた数が整備上限台数となります。⑤累積更新率については、児童生徒数が減っていきますので、令和7年度は100パーセントになっていますが、徐々に使わない端末が増えていくことになります。⑥予備機整備台数は、おおよそ5パーセントを目標に整備する予定です。補助金は一台当たり3分の2となっていますので、超えた分については一般財源からの支出となるため、必要最低限の台数としています。

また、今回の計画では必要最低限の令和10年度までを記載していますが、更に次の更新を見据え、令和11年度以降、安定的かつ持続的に更新していく方法についても検討を始めています。

2点目「ネットワーク整備計画」については、ネットワーク速度の確保等の課題の解決に向けた計画になっています。

この計画に記載している「十分なネットワーク速度が確保できている学校の割合」とは、令和5年度に文部科学省が実施した校内通信ネットワーク環境整備等に関する調査において、文部科学省が推奨する通信速度に達している学校の割合であり、本市では、31校中小学校9校、中学校2校が確保できている学校となっています。

ただし、市内の小中学校では、東近江市内で使用できる最大通信速度10Gbpsの環境が整備されており、同調査の中でもネットワークが遅いと感じるかという問いには全ての学校が遅いという回答をしていません。

しかし、国は今後多くの児童生徒が同時にインターネットに接続することを見据え、通信速度の推奨環境を設けています。そのため、令和7年度にネットワークアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、改善策を検討し、実行できる改善策から順次実施していきます。また、大規模な改善が必要となるものについては、令和8年度に実施する予定です。

校務支援室長 補佐	3 点目「校務 D X 計画」については、校務 D X 化を推進するに当たり、本市のクラウド環境の活用方法や次世代校務支援システムへの移行等について本市の方向性をまとめたものとなっています。 クラウド環境の活用については、学校と教育委員会との間で行っている調査や報告などを、報告する方も取りまとめる方もなるべく簡単に行えるようにクラウドサービスの活用を検討していきます。 また、全校に導入している校務支援システムについても、クラウド対応したシステムに更新することで、職員室以外の場所でも成績をつけたり指導要録を作成したりすることができるようになります。 より快適な教育環境及び教員の労働環境を実現することや、次世代校務支援システムの移行等を計画的に進めていきます。 4 点目「1 人 1 台端末の利活用に係る計画」については、I C T 環境によって次世代を担う児童生徒の育成方針や端末の利活用の方向性をまとめています。 1 人 1 台端末を利活用することで「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実や「児童生徒が誰一人取り残されない学びの保障」を実現していきます。 以上 4 点を東近江市の「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画」とします。 本計画について、御意見をいただきたいと思います。 また、本日以降にお気づきになられたことがあった場合は、3 月 7 日までに御意見等をいただけたら幸いです。よろしくお願いします。
教育長	説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。
山本委員	2 ページ目の表について、数字に桁区切りがついているものとついていないものがありますので、統一していただきたい。そして、3 ページの表の最初の文章について、先ほど口頭では「31 校中」と言われていたのですが、表記は「32 校中」となっています。
校務支援室長 補佐	御指摘ありがとうございます。どちらも修正します。
山本委員	この計画を作らなければ補助金が受けられないということですね。 また、「1 人 1 台端末の利活用による計画」のところで、「いつでも授業配信ができる環境を整える。」とありますが、学校へ来なくてもよい、夜でも授業を受けられるとなれば、学校不要論や登校不要論に行きつくのではないかと考えてしまいます。コロナ禍のときに仕事も会議も何でもリモートとなり、学校もそうなるのではないかと思ったのですが、行かなければならないとなっているので、取り越し苦労とは言うものの、手当てをしたばかりに本来の目的を失ってしまうようなことになるのではないかと思います。
校務支援室長 補佐	そのことについては、市の方針として、基本的には学校で学ぶことが原則となります。ただ、どうしてもそれができない児童生徒に対しても、学校の方針によってはそういったことにも対応できるようにするためのものですので、何でも自由にできるというわけではありません。

沖田委員

先日、京都教育大学付属小学校の視察に行ってきました。ICTを使うに当たって、従来の教室空間が大分変わってきています。3年生以上は、グループを作り、グループで議論していくような机等の並びでした。従来の対面式でICTを使うのは限界があります。正に、協働的な学びで、一つのテーマについて、データを使って議論していく。最終的に発表し、先生がまとめるといった形でした。従来の学級形態と変わっており、その辺のことも見通して、あくまでもツールですので、学校の教室でどう使うかということも考えて説明していただいて非常に分かりやすかったです。

文部科学省が協働的な学びであるとか、ICTをどのようにツール化していくかなどということを実践しておられましたので、今後視野に入れていかれてはどうかと思います。

校務支援室長
補佐

ありがとうございます。

教育長

他によろしいでしょうか。

「各計画書の策定について」、本日、御意見もいただきましたが、他に御意見等があれば3月7日（金）までに学校教育課校務支援室へ御連絡をいただきますようお願いします。

今回の御指摘も含めまして、次回の定例会で確定という形で御報告させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、続いて「滋賀・体験の日」について、担当課から説明をお願いします。

学校教育課参
事

学校教育課の中山です。私から「滋賀・体験の日」について説明いたします。

先日、滋賀県教育委員会が「滋賀・体験の日」の実施について公表を行いました。これは、令和7年度に開催される「大阪・関西万博」及び「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」が滋賀の子供たちにとって貴重な学びの場になると考えられることから、より参加しやすくなるよう、自主的な校外学習と位置づけ、平日参加する場合でも年間3日まで欠席扱いとしない取組です。

東近江市教育委員会では、昨年度中学生議会でいわゆる「ラーケーション」についての意見が出たことから、今年度のはじめに校長会に諮ったところ、不安要素があるということで実施については見送ったところです。

今回、県の取組の発表を受けて、令和7年度は、県が実施する枠組みを使って、「大阪・関西万博」及び「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に限定した「滋賀・体験の日」を試験的に実施し、両行事の閉会後に意見を集約することで今後の取組への検討材料とします。

資料は、3月中に保護者にコドモンで通知する文書です。

2申請から取得・報告等の流れを御覧ください。

まずは、①保護者が児童生徒と活動する計画を立て、②学校へ一週間前までに申請書を提出します。学校は申請書に不備があるとき、申請が認められないときのみ保護者へ連絡をします。その後、「大阪・関西万博」又は「国スポ」、「障スポ」へ参加します。④振り返りとして、児童生徒・保護者は活動後、一週間以内に報告書を学校に提出します。

申請書・報告書がそろった時点で、「出席停止・忌引き等」の扱いになる、という流れです。

学校教育課参事	取得開始は5月12日（月）とします。年度初めは学級づくりの基礎期間であることから4月10日の入学式からの1箇月間は取得可能日から省くものです。その他、資料の3取得できない日（期間）については、3月の校長会議で学校の意見も聞いたのちに決定し、また、各校での追加日設定も可能としております。 この試験的な実施により、保護者のニーズ、学校の実際の負担などを探っていきます。 以上で説明を終わります。御協議よろしく申し上げます。
教育長	ありがとうございます。今、説明がありましたように、東近江市では令和5年度の中学生議会において「マナバケーション」という名称で中学生が提案してくれました。以前、その協議を定例会でもさせていただきました。今回、県が県立学校についての基準を設けられましたので、市としても、それに準じた形で活用し、検証を行って令和8年度以降につなげられればよいと考えていますので、皆さんから御意見、御質問をいただきたいと思います。
青地教育長職務代理者	私は、良い取組だと思います。令和7年度から実施するということですか。
学校教育課参事	県についても、令和7年度限定でこの行事に限って実施されます。
青地教育長職務代理者	そうしますと、令和8年度以降は分からない、現段階では一年だけ実施され、決められた三つの行事のみに認められるということですね。 以前、協議した際は、それ以外でも保護者が連れて行こうと思えば取得できるというものでしたが、その辺が限定されたということですね。 申請書類は、シンプルなものでしょうか。
学校教育課参事	はい、氏名と日程、参加する行事に丸をし、学びの目的を記入していただきます。それに合わせて報告書もA4サイズ1枚のものとしています。
青地教育長職務代理者	分かりました。 4その他のところで、「滋賀・体験の日」を取得した場合、受けられなくなる授業の内容については、自学自習で対応するとありますが、そのことは報告書に書く必要はないのですね。
学校教育課参事	はい。それは求めています。
山本委員	手続きをシンプルにしてほしいと思っていたのですが、簡単な様式とはいえ、申請書や報告書を出さなければならないとなると、気軽にどれだけの人が活用されるのかと思います。普通に欠席をすることに対してそれほど罪悪感はないのではないかと思います。 一点、取得可能期間が5月12日以降となっているのに、あえて、取得できない日のところで、学級づくりの基礎期間として4月10日から5月9日としていることに違和感があります。万博が4月から始まるため、このように表記したのかもしれませんが、この資料を見

山本委員	たときに、取得可能期間を示しているのになぜわざわざ書いてあるのかと思いました。 取得可能期間のところに、万博は4月13日から始まるが、学級づくりの基礎期間のため取得できないと記載があれば納得します。
学校教育課参事	学級づくりの基礎期間のため取得できないという理由を表記する必要があったため、3の取得できない日のところに記載しましたが、委員が言われるように1の取得可能期間に入れる方が良いと思います。ありがとうございます。
教育長	他に御意見等はよろしいでしょうか。 ありがとうございます。 それでは、字句についての御指摘は修正させていただき、東近江市教育委員会としましては、ただ今説明しました考え方で進めさせていただきたいと思います。
青地教育長職務代理者	また、どれだけ取得されたかなどの結果を教えてくださいたいと思います。
教育長	令和8年度以降の検討材料となりますので、御報告させていただきます。 それでは、続きまして、「3報告事項」に移ります。「東近江市における学校部活動及び地域クラブ活動に係る取組概要について」担当課から報告をお願いします。
学校教育課指導主事	失礼します。学校教育課の磯崎です。 私からは、「東近江市における学校部活動及び地域クラブ活動に係る取組概要」について、説明させていただきます。 まず、東近江市における部活動を取りまく現状と課題ですが、資料左下、10年間の生徒数推移を御覧ください。 御存じのとおり、市内には9校の市立中学校があり、令和6年度は3,152人の中学生が在籍しています。しかしながら生徒数は10年後には約850人減少し、2,300人程度になると予測しています。減少率が52.2パーセントの校区もあります。このように市内での生徒数の減少は、各学校における教職員数の減少、また部活動数の減少につながり、部活動の存続に係る大きな課題となります。つまり、1校1校の中学校単位では、部活動が継続できなくなる未来が見えています。既に今も入りたい部活動がないという理由で、小規模中学校から大規模中学校への区域外通学の生徒も多くいます。 続きまして、令和5年度及び令和6年度に実施したアンケート調査からですが、中学生・保護者・教職員は昨年度の調査結果になります。生徒の学校部活動加入状況は79パーセント。地域クラブ活動参加率は14パーセント、生徒の部活動に対する思いは友達と楽しく過ごすことを第一の目標にしながら、体力と技術の向上を目指していることがわかりました。保護者アンケートからは、送迎と金銭面について懸念を持っており、従来の環境をできるだけ維持した中での部活動や地域クラブ活動を望んでいることがわかりました。教職員アンケートからは、学校教育活動に部活動は必要との考え方は65パーセント。部活動が地域連携・移行に進むことについて68パーセントが賛成しつつ、自身が地域クラブ活動の指導に関わりたいと回答した者は12パーセントでした。

今年度、小学6年生を対象にしたアンケートでは、地域のスポーツ文化活動に参加している者は56パーセント。中学入学後、部活動や地域スポーツ文化活動に参加希望は76パーセント。子供たちの思いは、友達と楽しく過ごすことを目的としているが、人間関係には不安を抱いているとのことでした。

東近江市の地理的なことも踏まえた学校状況や、アンケート結果も十分に把握した上で、令和6年度以降の方針は、教育的意義の高い部活動を持続可能な形で運営し、その上で子供たちの選択肢が少しでも広がるように地域のスポーツ・文化環境を充実させていくという方向性で進めています。

では、令和6年度取組概要です。

①検討協議会を全4回開催しました。②10名の部活動指導員の配置を行いました。③部活動に係る教職員の働き方改革推進として、今年度から部活動終了時刻を年間最長で午後4時45分とし、完全下校を午後5時としました。④スポーツ課を中心に、中学生を対象としたスポーツ少年団団員募集を行いました。

市内には75団体以上のスポーツ少年団があり、そのうち約半数の36団体が中学生を対象に募集しています。これは他市町と比べても非常に多い数字だと聞いています。

⑤これもスポーツ課を中心に、総合型地域スポーツクラブ事業として、蒲生地区あかねスポーツクラブの「中学生居場所づくりの取組」を行いました。⑥は先ほど説明しましたアンケートです。⑦は地域展開に向けた実証事業として、2団体、バドミントンとバスケットボールを行いました。

ここからは令和7年度以降の方針、取組についてです。

まず、国は、地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ環境を決定することが重要、令和5年度から令和7年度を改革推進期間、令和8年度から13年度を改革実現期間とする、休日については令和13年度までに全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すことを方針として示しました。

また、県は、休日部活動の「地域連携」を中心とした部活動改革を推進し、持続可能な体制の構築により、子供たちのスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を目指す、としています。

東近江市では、以上のことも十分踏まえた上で、令和7年度以降も、学校部活動を継続する、地域の文化活動を充実させる、更には市民への情報発信を充実させるという方針のもと進めていきます。

取組概要につきましては、資料右下になります。

検討協議会ですが、令和7年度以降は定期的には開催せず、学校教育課、生涯学習課及びスポーツ課の取組の進捗状況を確認し、また、御意見をいただく場として、必要に応じて年2回まで開催するとしました。

学校教育課の取組は、部活動の充実に関わることで、①合同部活動と拠点校部活動の支援②部活動指導員の増員、令和7年度は、2名増員し、12名の配置予定です。③実証事業の実施、来年度は4団体を予定しています。④教職員の働き方改革の推進⑤滋賀県中学校体育連盟への要望です。

スポーツ課の取組は、部活動以外の地域のスポーツ環境（スポ少等）の充実に関わることで、①中学生を対象とするスポーツ少年団団員募集の促進②新しい地域クラブ活動の設立を含む地域スポーツ環境の充実③総合型地域スポーツクラブでの体制強化、事業創生です。

学校教育課指導主事	生涯学習課の取組は、部活動以外の地域の文化環境の充実に関わることです。 以上が東近江市における学校部活動及び地域クラブ活動に係る取組概要になります。 部活動を取り巻く課題・取組は、決して未来へ先送りにはしてはならないものであり、また、全ての市民が生涯にわたり多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりであると理解しています。今後も中学校部活動並びに地域のスポーツ・文化活動に関わって、生徒・保護者・教職員、さらには地域の皆様にとって、「見える事業」として進めていきたいと考えます。 私からは以上です。
教育長	説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。
青地教育長職務代理人	令和7年度以降の取組概要について、学校教育課⑤滋賀県中学校体育連盟への要望ということは、地域クラブ等で活動している子供たちが中体連へ出場してもよいかということです。出場規約の緩和となっていますが、元々、規約では出場してはいけないということになっていると思います。
学校教育課指導主事	中学校部活動について、学校教育課が携わっていくところで、①合同部活動や拠点校部活動に関わる規約が厳しい部分がありますので、その辺を我々が提言し、出場についてもう少し緩和できないかと投げかけていきたいと思います。また、学校に部活動はないけれど、学校を通して中体連に出場している生徒もいますが、そういった生徒が柔軟に地域クラブから出場できるようにならないかという思いもありますので、その部分についての規約も緩和されればと考えています。全国中学校体育大会は地域クラブも参加してよいとなっているものの、出場資格に関する規約が厳しいところもありますので、そういったところも中体連へ話があればよいと考えています。
青地教育長職務代理人	中体連の規約について、詳細が分かりませんので、具体的にどの部分を緩和してほしいと要望するのかを示していただけると非常に分かりやすいと思います。機会があれば教えてください。
沖田委員	基本的には、今まで中学校単位で出場していたのですが、中学校の部活動を地域移行した形で中体連に出場できる環境を作っていただきたいということです。今の中学校単位ですと出場するのにいろいろ障害が出てきます。
学校教育課指導主事	地域クラブを出場させようという動きだと思うのですが、実際に地域クラブが出場となるとハードルがいくつもあり、出場しにくい状況です。例えば令和7年度に地域クラブが出場しようと思ったら、既に2月に申し込みが終わっており、3月時点で地域クラブが来年度に出場したいと思っても、出場できないというルールがありますので、その辺も含めて、要望したいと思います。
青地教育長職務代理人	これだけ、国や県から方針が出ているのに、なぜそこでストップがかかるのかが分からなかったのも、また具体的に教えていただければと思います。

教育長

ありがとうございます。他に御質問等はありませんか。
次に、「福祉教育こども常任委員会協議会報告について」教育部から報告をお願いします。

教育総務課長

教育総務課の池元です、よろしくお願いします。
まずは、市立能登川南小学校大規模改修工事の進捗状況について報告します。
資料の議会議決工事等進捗状況報告書（令和7年1月末現在）を御覧ください。
進捗率ですが、建築工事 28.5 パーセント、電気設備工事 35.7 パーセント、機械設備工事 12.0 パーセントとなっています。
現状ですが、建築工事として内装、解体、防水、家具、ユニット工事、電気設備工事として配線、解体工事、機械設備工事として給排水衛生工事を行いました。
今後につきましては、右下に記載していますグラウンド側外壁改修、玄関ホール・中庭、外部男女便所、受水槽、図書室・図書学習室、増築棟2階3教室、管理棟2・3階器具庫、増築棟階段室1階部分の工事を予定しています。
次のページは工事写真となっておりますので、御確認ください。
続きまして、市立永源寺中学校大規模改修工事の進捗状況について報告します。
同じく資料の議会議決工事等進捗状況報告書（令和7年1月末現在）を御覧ください。
進捗率ですが、建築工事 51.30 パーセント、電気設備工事 29.20 パーセント、機械設備工事 43.70 パーセントとなっています。
なお、解体外構工事につきましては、実際の工事は4月からとなっておりますので進捗率は0パーセントとなっています。
現状ですが、建築工事として内部は2階天井壁貼ほか、外部は建具回りコーキング、渡り廊下の建築を行いました。
電気設備工事として内部は総合盤、分電盤据付、天井配線、機器取付等、外部は太陽光パネル据付等を行いました。
機械設備工事として内部は給排水配管、空調室内機設置、外部は消化水槽設置等を行いました。
今後につきましては、右下に記載しています普通教室棟、壁・天井工事、配線配管工事、器具・設備取付、外部の足場解体を予定しています。
最後のページは工事写真となっておりますので、御確認ください。
なお、工事施工に伴う内容変更があり、増額の契約変更を行いました。
変更額につきましては、建築 306 万 9 千円、電気 499 万 6 千 2 百円、機械 164 万 6 千 7 百円となっています。
建築工事、電気工事につきましては、市長の専決処分にて行いましたので、3月議会で報告させていただきます。
市立能登川南小学校、市立永源寺中学校大規模改修工事の進捗状況についての報告は以上です。

教育長

この件について御意見、御質問等ございませんか。

各委員

（意見、質問等なし）

教育長

続いて、こども未来部から報告をお願いします。

幼児課長

幼児課長の辻です。よろしくお願いします。

「小規模保育事業等における連携施設の確保に関する要件等の見直しについて」説明いたします。

はじめに、小規模保育事業等の概要について説明をいたします。

小規模保育事業等は、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業に分類されます。

これらの事業に共通するのは、3歳未満の子供を主として預かる認可事業という部分になります。

小規模保育事業は、定員19人までの家庭的保育に近い雰囲気の下で保育を行う事業です。

事業所内保育事業は、会社等の事業所の保育施設で、従業員の子供と地域の子供と一緒に保育する事業です。

居宅訪問型保育事業は、保護者の自宅で1対1の保育を行う事業です。

家庭的保育事業は、定員5人までの家庭的な雰囲気の下で保育を行う事業です。

現在、本市では、小規模保育事業6施設と事業所内保育事業1施設があり、居宅訪問型保育事業及び家庭的保育事業の認可事業者はありません。

また、これらの事業については、市が認可することとされており、事業者が認可を受けるに当たり必要な基準を定めたものが、東近江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例となります。

では、資料に基づき説明をいたします。現状につきましては、小規模保育事業及び事業所内保育事業における連携施設の確保に関する要件は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づき、市の条例で定めています。この度、令和7年1月31日、国の基準が改正され、連携施設の確保に関する要件等の見直しが行われました。

次に課題としましては、国の基準に従い、本市においても、小規模保育事業等における連携施設の確保に関する要件等を見直す必要があります。

これを受けての取組等につきましては、国の基準に従い、次のとおり所要の見直しを行います。

1点目は、栄養士の配置等に関する基準に管理栄養士を追加します。これは、管理栄養士国家試験制度の改正により、これまで栄養士の免許を受けた者でなければ管理栄養士の国家試験を受験することができなかったものが、改正後は、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要とされたことによるものです。

2点目は、小規模保育事業等における連携施設の確保に関する要件の見直しを行います。これは、小規模保育事業所等を利用する乳幼児に集団保育を体験させるための保育内容支援と、小規模保育事業所等の職員の病気等により保育ができない場合の代替保育に関する連携先が認定こども園、保育所又は幼稚園に限られていたものを一定の条件の下で小規模保育事業等との連携を可能とするものです。

3点目は、小規模保育事業者等が一定の要件を満たす場合に連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を令和12年3月31日まで5年延長します。これは、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始された際、小規模保育事業等の連携施設の確保が認可基準

の一つとされたところですが、全国的に連携施設の確保が進まない状況を受けて、令和2年に経過措置が5年延長されものの、なお連携施設の確保が進まないことを受け、この度、連携施設の確保に係る要件を緩和しつつ、更に経過措置期間が延長されるというものです。

また、上記の要件等について定める東近江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を3月市議会定例会に上程しております。

現在、本市では、連携施設の確保ができていない施設が小規模保育事業2施設、連携施設の確保ができていない施設が小規模保育事業4施設、事業所内保育事業1施設となっております。市としましては、経過措置期間中に連携施設の確保が進むよう連携施設の確保ができていない小規模保育事業者等へ指導を行うとともに、市として協力できる部分については、しっかりと協力してまいりたいと考えています。

続きまして、「特定地域型保育事業における連携施設の確保に関する要件等の見直しについて」説明いたします。

初めに、特定地域型保育事業とは、先ほどの小規模保育事業等で市が定める基準を満たした主として3歳未満の子供を保育する事業をいいます。

この市の認可を受けて特定地域型保育事業を行う者が事業を運営するに当たり満たすべき基準を定めたものが東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例となります。このため、先に説明しました家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例とよく似た規定となっています。

それでは資料に基づき説明いたします。

現状につきましては、小規模保育事業及び事業所内保育事業における連携施設の確保に関する要件等は、国が定める特定教育・保育及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に基づき、市の条例で定めています。この度、令和7年1月31日、国の基準が改正され、連携施設の確保に関する要件等の見直しが行われました。

次に課題としましては、国の基準に従い、本市においても、特定地域型保育事業における連携施設の確保に関する要件等を見直す必要があります。

これを受けての取組等につきましては、国の基準に従い、次のとおり所要の改正を行います。

1点目は、特定地域型保育事業における連携施設の確保に関する要件を見直します。内容につきましては、先ほどの小規模保育事業等における連携施設の確保に関する要件の見直しと同じです。

2点目は、施設の規程及び運営の方針、提供する特定教育・保育の内容等の特定教育・保育施設の選択に資する重要事項を当該施設内に書面で掲示することに加え、インターネットで公開することを義務化します。

3点目は、特定地域型保育事業者が一定の要件を満たす場合に連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を令和12年3月31日まで5年延長します。

また、上記の要件等について定める東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を3月市議会定例会に上程しております。

続いて、「市立認定こども園等における土曜日保育の拡充について」説明いたします。

まず、現状につきましては、認定こども園等における保育に関して国の通知では、保育所等の年間開所日数を約300日とし、土曜日も月曜日から金曜日までと同様の保育を行うこと

を前提としておりますが、運用上の取扱いとして、地域の実情に応じて、保育時間を短縮することは差し支えないとされておりますことから、本市の市立認定こども園等では、土曜日の保育を市立あかね幼稚園のみ終日、その他の市立認定こども園等においては半日としています。一方で、社会情勢の変化、就労形態の多様化等により、土曜日の終日保育に対する保護者のニーズが高まっています。

次に、課題としましては、保護者のニーズに応えるため、市立認定こども園等における土曜日保育の拡充を図る必要があります。

これを受けての取組としましては、令和7年4月1日から土曜日保育を拡充し、市立認定こども園等全14園の児童を対象に特に保育を必要とする児童について終日保育を行うこととします。

次のページを御覧ください。

土曜日保育の実施内容をまとめています。

まず、1方針としまして、「子供の身体的及び精神的な疲労を考慮して土曜日はその疲労を軽減させるためにも、できる限り家庭保育とすることが望ましいことを発信しつつ、保護者の就労等により施設での保育を必要とする児童については、土曜日も終日保育を行うこととする。」ものとします。

2実施施設等につきましては、市立認定こども園等全14園の児童を対象として、11園で土曜日の終日保育を行うこととします。

対象施設2の八日市寺小規模保育事業所、9の五個荘あじさい幼稚園、13の能登川にじいろ幼稚園については、現在も共同保育を行っておりますので、その園では土曜日の保育を行わず、それぞれ、わかば幼稚園、さくらんぼ幼稚園、能登川あおぞら幼稚園で共同保育を行うこととします。

3職員配置につきましては、現職員の体制で対応することとし、保育士等の増員は必要ないものと見込んでいます。シフト制で各園4人が出勤し、保育を行うこととします。

4給食につきましては、昼食はパン及び牛乳とし、おやつは午前10時と午後3時の2回とします。

このような形で、保護者のニーズに応える保育の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、「市立認定こども園等における給食調理業務の委託について」説明いたします。

まず、現状につきましては、市立認定こども園等の給食調理員については、東近江市学校給食基本計画に基づき学校給食センターの給食調理業務が完全委託される中、その方針により、同計画策定以後は正規調理員の新規採用を行っておりません。また、市立認定こども園等においては、給食センターなどからの外部搬入が認められていない3歳未満児の給食を調理するために3歳未満児を保育している全ての市立認定こども園等に給食調理場を備え、現在、2施設で調理業務を委託し、令和7年度から新たに4施設で調理業務を委託する予定です。

次に課題としましては、安定的な給食の提供を継続するため、市立認定こども園等の給食調理業務の委託化を計画的に進める必要があります。

なお、現在は、給食調理に必要な人員に対して正規調理員だけでは不足する部分については、会計年度任用職員を採用し補っているところですが、人員確保には大変苦慮しており、

幼児課長	休暇取得等の調理員の代替として、調理応援のために幼児課配属の管理栄養士が施設に出向くことが頻繁にあり、本来の業務に支障を来すことが懸念される状況となっています。 これを受けての取組等につきましては、市立認定こども園等において、給食調理業務委託化スケジュールに基づき、計画的に進めることとします。 令和8年度には市立わかば幼児園、中野むくのき幼児園、あかね幼児園、永源寺もみじ幼児園、蒲生幼児園及び八日市寺小規模保育事業所の6施設の給食調理業務を委託することとし、令和7年度は当初予算において債務負担行為を設定して受託事業者の選定及び契約締結を行いたいと考えております。 続きまして、2ページ目の「給食調理業務委託化スケジュール」を御覧ください。このスケジュールに基づき委託化を進める計画としており、令和13年度のひまわり幼児園及び湖東ひばり幼児園における給食調理業務委託の開始をもって、全施設の給食調理業務を委託化することを計画しています。 説明は、以上となります。
こども未来部長	こども未来部から、最後に一点御報告します。 こども・若者の居場所を考えるフォーラムを3月8日（土）午後2時から、湖東コミュニティセンター多目的ホールで開催します。 今年度、こども・若者の居場所及び支援のあり方研究会で3回にわたり議論を重ね、これまでの議論から見えてきたことを参加者と共有し、居場所づくりや支援活動の活性化につなげることを目的としてフォーラムを開催するものです。 お忙しい中とは存じますが、御参加いただければ幸いです。
教育長	ありがとうございます。多くの項目を説明いただきましたが、御意見、御質問等ございませんか。
山本委員	土曜日保育の拡充について、資料2枚目の1方針の中で「できる限り家庭保育とすることが望ましいことを発信しつつ」となっていますが、この取組と相反することであり、保護者からすれば、もっと預かってほしいという思いばかりではないでしょうか。確かに言われるとおり、少しでも家庭で見てほしいという思いもありますが、具体的にそのようなことが発信できるのですか。
管理監（幼児担当）	大人も週休二日制が浸透している中で、子供が一週間に6日間の保育を受けると、保育現場は安心できる場所ではあるのですが、精神的、身体的にも疲れがたまります。それは大人が考える以上のものです。今までから、保育が長時間化しており、11時間も集団生活をしている子供の疲労もかなり大きいものだと思います。実際に週6日間保育を受けている子供は、週の半ばで体調を崩して休んでしまうこともあります。それだけ、子供に身体的疲れが出ているのだと思うわれます。 また、ニーズとしてはあると思うのですが、土曜日に限らず平日でも家庭に保護者がおられるのであれば、御家庭で一日休ませてあげてほしいということをお子に代わって伝えたいと思っています。

幼児課長	方針としては、このように示していますが、保護者にこのような文言で通知等をする予定はしていません。言葉を変えて、管理監（幼児担当）が申したような内容を伝えていければと考えています。
山本委員	もう一点、午後7時までと午後6時30分までとなっていますが、全て午後7時までにはならないのですか。
管理監（幼児担当）	通常の保育時間が園によって異なりますので、それに合わせた形となります。
山本委員	保育時間は園によって違うのですね。 そうすると、保育時間によって、園を選ぶことに影響が出るのでしょうか。
管理監（幼児担当）	就労時間によっては、午後6時30分では預けられないとなりますので、そういう方は午後7時まで開園している園を希望されます。
教育長	この方針であれば、自分の就労に合わせて預ける、平日に休みの人は平日に休ませてくださいということになるのではないかと思いますのですが、そういうわけではなく、土曜日限定の発信ということですね。
幼児課長	保育の認定の考え方が、平日に休みの人はその休みの日に預けられないということになっていません。国の考え方も、月曜日から金曜日、加えて土曜日ではなく、月曜日から土曜日までが全て平日ということになっていますので、平日休みの人に休んでくださいとは言えないのが現状です。
教育長	そうだと思いますが、管理監（幼児担当）が言われた理念で、保護者の実態に合わせるような考え方を広めようと思えば、そういう考え方をしていかないと広まらないのではないかと思います。 次に、「令和6年度 東近江市教育委員会感謝状の贈呈について」担当課から説明をお願いします。
教育総務課	教育総務課の池元です、よろしくお願いします。 私からは、令和6年度教育委員会感謝状贈呈者について、報告いたします。 お手元の、令和6年度東近江市教育委員会感謝状贈呈者一覧を御覧ください。 教育委員会感謝状につきましては、教育委員のみなさまにお配りしております、「東近江市教育委員会感謝状贈呈要綱」に基づきまして、教育分野において自主的かつ意欲的に無報酬でボランティア活動を行う個人又は団体を贈呈の対象としており、贈呈の基準として、ボランティア活動を年12回以上かつ10年以上継続して行っている個人、ボランティア活動をおおむね月1回以上かつ10年以上継続して行っている団体について、関係各課（小中学校）から推薦をいただいております。 今年度の対象者は、個人4名、団体1となっており、内訳としましては学校教育課（小学

教育総務課長	校) から個人3名、団体1、生涯学習課から個人1名となっております。 学校教育課(小学校) から推薦のあったみなさんにつきましては、長年にわたり、「田んぼの学校」や「芋掘り体験」、「松の木の剪定や害虫駆除」、「芝生の管理」等に御協力いただいています。 生涯学習課から推薦のあった方におかれましては、長年にわたり蒲生地区で様々な学習・体験の場を提供するボランティア活動をされています。 対象となっている方のお名前、功績、推薦理由等につきましては贈呈者一覧のとおりですので御確認ください。 感謝状、記念品の贈呈につきましては、推薦のあった各小学校、生涯学習課を通じて対象者の方にお渡しする予定をしております。 大変簡単ではございますが、報告は以上です。 よろしくお願いいたします。
教育長	この件について御意見、御質問等ございませんか。
各委員	(受賞者の功績について質疑)
教育長	よろしいでしょうか。 それでは、続いて「4 その他」に移ります。 各課から報告をお願いします。
各課報告	●研究所だよりNo.256(教育研究所) ●報告事項(生涯学習課) ●報告事項(図書館)
教育長	各課からの報告について、御意見等がございましたらお願いします。
各委員	(意見、質問等なし)
教育長	以上で、全ての議案が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。
各委員	(意見、質問等なし)
教育長	それでは、次回ですが、第1回臨時会について、3月14日(金)午後1時30分「市役所東庁舎 東D会議室」で開催します。内容は、市立小中学校の管理職の人事異動についてです。 また、第3回定例会につきましては、3月21日(金)午後1時30分から、こちらも「市役所 東庁舎 東D会議室」で開催しますのでよろしくお願いいたします。 なお、第3回定例会終了後、第2回臨時会を開催します。内容は、教育委員会事務局職員の管理職の人事異動についてです。 4月に入りまして、第3回臨時会を4月1日(火)、赴任式終了後に「てんびんの里文化学

教育長

習センター 多目的研修室」で開催いたしますので、よろしくお願いします。

第4回定例会の日程調整を行います。第4回定例会につきまして、4月23日（水）の午前、午後、28日（月）の午前、午後のいずれかで開催をお願いしたいと思います。委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。

各委員

（日程調整）

教育長

以上をもちまして、令和7年第2回教育委員会定例会を終了させていただきます。
お疲れ様でした。ありがとうございました。

会議終了

午後3時50分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
